葬祭監第10号

 平成28年12月22日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 管理者 小坂泰久 様

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

監査委員 平 川 雄 幸

監査委員 森 本 次 郎

平成28年度定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、平成28年度 定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとお り提出します。

平成28年度 定期監査報告書

- 1. 監査実施年月日 平成28年11月25日(金)
- 2. 監査実施場所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室
- 3. 監 査 の 対 象 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の事務事業全般(平成28年4月~9月)
- 4. 監査の主眼及び方法
- (1)監査を実施するにあたって、地方自治法第199条第1項の定めるところにより、財務に関する事務の執行及び組合の経営にかかる事業の管理が、同法第2条第7項、第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかどうか、また、予算の計画的、効率的な執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、斎場の使用料金等公金の具体的な取扱いが適正かどうか並びに管理全般について具体的に適切かどうかを主眼として実施しました。
- (2)監査に当たっては、「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査基準(平成10年葬祭組合監査委員訓令第1号)」に準拠して、試査による照合、質問、分析等について、通常実施すべき手続きを選択適用して行いました。

質問には、これまでの例月出納検査、定期監査及び決算審査の結果を参考にし、関係職員から説明を聴取したうえで伝票及び起案関係書類を確認して行いました。

5. 予算執行状況等

別添、定期監査資料のとおりです。

6. 監査の結果

(1) 総括

平成28年度上半期の予算の執行及び事務処理等について監査を執行した結果、出納部門及び斎場の使用料金等公金の管理をはじめ、事務事業全般において適正に処理されていることを認めました。

また、その他の監査対象事務事業についても適正に処理されている ことを認めました。

(2) 事業の運営状況等に関する事項

平成28年度上半期における事業の運営及び維持管理等は適正であり、効率的に行われていると認められます。

今後も、改修工事をはじめ、各事業の効果的な執行等について、経 費縮減と改善の視点で検証し、見直すとともに、良好な斎場運営が継 続的に行われるよう努めてください。

なお、職員の適切な健康管理と休暇等の取得率の向上も考慮しつつ、 職場環境の維持に努めてください。